

# 指定訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
指定事業所番号 第3870106378号

当事業所は契約者に対して指定訪問介護を提供いたします。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて次の通り説明します。

(注) 指定訪問介護の利用は、原則として要介護認定で「要介護」と認定されている方が対象となります。  
要介護認定をまだ受けられていない方でも「要介護」に見込まれる方は、利用できます。

## 目 次

1 運営法人	1
2 事業所	1
3 職員の配置状況	1～2
4 当施設が提供するサービスと利用料金	2～4
5 サービス利用に関する留意事項	4～6
6 苦情の受付について	6～7

## 1 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部 愛媛県済生会
- (2) 法人所在地 愛媛県松山市山西町997番地1
- (3) 電話番号 (089) 952-0332
- (4) 代表者名 支部長 岡田 武志
- (5) 設立年月 昭和 6年 7月1日

## 2 事業所

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所  
平成19年4月1日 第 3870106378号
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じて、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に指定訪問介護サービスを提供します。  
このサービスは、「要介護」に判定された方が利用できます。
- (3) 運営の方針 ① 事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。  
② 事業に実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連携を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。
- (4) 事業所の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会 松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス
- (5) 事業所の所在地 愛媛県松山市久万ノ台1717番地
- (6) 電話番号 (089) 927-0293
- (7) 管理者 二神 裕子
- (8) 開設年月 平成19年 4月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 松山市西部地区（宮前、三津浜、みどり、高浜、久枝、味生、和気、姫山、味酒、潮見地区）
- (10) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)を除く  
(注) 緊急時については、営業時間外においてもサービスを提供します。ただし、訪問介護員の派遣調整ができない場合もあります。

(11) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

### 3 職員の配置状況

当事業所は、指定訪問介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

○職員の配置状況（指定介護予防型訪問サービスも兼ねます。）

管理者 1名  
サービス提供責任者兼訪問介護員 4名  
訪問介護員 23名

(注) 介護福祉士、実務者研修修了者、ホームヘルパー養成研修2級課程(介護職員初任者研修)修了者を派遣します。職員の配置について、特定事業所加算(Ⅱ)基準を遵守しています。

### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険対象サービス (契約書第4条関係)

① 身体介護

利用者の身体に直接触れて行う介助やその準備・後始末または、利用者の機能向上のための介助や専門的な援助をいいます。

② 生活援助

身体介護以外の一般的な調理や衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等の日常生活の援助をいいます。

介護保険早見表

1割負担の方の料金表

サービスに要する時間及び内容		基本料金
身体介護サービス	20分未満	163
身体介護サービス	30分未満	244
身体介護サービス	30分以上1時間未満	387
身体介護サービス	1時間以上1時間30分未満	567
身体介護サービス	30分毎延長サービス	82
生活援助サービス	20分以上45分未満	179
生活援助サービス	45分以上	220
身体介護サービスに引き続き生活援助をする場合	生活援助サービス 20分以上	65
	生活援助サービス 45分以上	130
	生活援助サービス 70分以上	195

(注) 令和6年 4月現在

- 1 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定めた標準的な所要時間です。
- 2 上記サービスの利用料金は、実施にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間により計算されます。
- 3 当事業所は、特定の人員・運営の要件を満たした特定事業所加算（Ⅱ）施設のサービス料金になります。
- 4 2割負担の方の料金は上記表示の2倍、3割負担の方は3倍になります。
- 5 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ「ロ」）として1か月の料金に28.7%が加算されます。
- 6 初回加算  
新規利用月にサービス提供責任者がサービスを提供、又はサービスに同行した場合に月額200円が加算されます。2か月サービスの利用がなく再び利用される場合も200円加算されます。
- 7 緊急時訪問介護加算  
利用者等の要請により、担当の介護支援専門員と連携して、緊急の身体介護を行った場合は、1回につき100円が加算されます。
- 8 当事業所は、介護職員等の処遇改善要件を満たした介護職員等処遇改善加算（Ⅰ「ロ」）の算定料金になります。

（1）特定事業所（Ⅱ）加算要件

- ① 訪問介護員ごとの研修計画作成、計画に基づく研修の実施
- ② 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ③ 利用者に関する情報等の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④ 健康診断等の定期的な実施
- ⑤ 緊急時等における対応方法の明示
- ⑥ 訪問介護員等が以下のいずれかを満たす（※）  
介護福祉士の占める割合30%以上  
介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者
- ⑦ 全てのサービス提供責任者が以下のいずれかを満たす（※）  
3年以上の実務経験がある介護福祉士  
5年以上の実務経験がある実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者  
（※）⑥、または⑦、の要件のいずれかを満たすこと

10

- （1）平常の時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に料金が加算されます。割合料金は、介護保険の支給限度内であれば介護保険給付対象となります。

夜間	（午後 6時から午後 10時まで）	割増率	25%
早朝	（午前 6時から午前 8時まで）	割増率	25%
深夜	（午前 10時から午前 6時まで）	割増率	50%
- （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条関係）
  - ① 介護保険制度で利用できる限度を超えて行う指定訪問介護の提供にかかる料金は、契約者の負担になります。

- ② 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要する交通費については、利用料金の全額が契約者の負担となります。

1回あたりの利用料金 通常地域を越えた交通費は実費負担となります。ただし、自動車・バイクを使用した場合は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルごとに60円となります。

(3) 利用料金の支払いについて

(注)

- 1 契約者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険制度から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 2 介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、料金を変更します。前記(1)、(2)の料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、30日以内に以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし(手数料無料) 指定金融機関は次のとおり

ゆうちょ銀行 愛媛銀行 伊予銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫  
川之江信用金庫 四国労働金庫 愛媛県下農業協同組合

- ② 指定口座への振込み(金融機関所定の振込手数料が必要です。)

指定口座 愛媛銀行三津浜東支店 普通預金口座 0958900

口座名義人 社会福祉法人<sup>豊田</sup>済生会支部 愛媛県済生会

松山特別養護老人ホーム 施設長 稲井 裕子

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第11条関係)

- ① 利用予定期間の前に、契約者の都合により、訪問介護を中止、変更、追加をすることができます。この場合は、サービス実施日の前日(8:30~17:30)までに施設に申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更又は追加の申出に対して、利用状況等により希望する日にサービスを提供することができない場合は、利用可能日を示して協議します。
- ③ 新たなサービスを追加する場合は、サービス実施日の前日(8:30~17:30)までに指定居宅介護支援事業者でケアプランの変更が必要になります。
- ④ 利用日の前日(8:30~17:30)までに申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出をされた場合は、取消料として600円をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

## 5 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

- ① 訪問介護員の交替(契約書第6条関係)

ア 契約者からの交替の申出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申出することができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。

イ 事業所からの訪問介護員の交替

事業の運営上、定期的に訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員の交替をする場合は、

契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮します。

② サービス実施時の留意事項（契約書第7条関係）

ア 定められた業務以外の禁止

契約者は、前に記載する「4 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外のを当事業所に依頼することができません。

イ 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護はサービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業所から行います。

ただし、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって、契約者の事情、意向に配慮します。

ウ 備品の使用

訪問介護サービスの実施に必要な消耗品備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。訪問介護員が訪問介護事業に関する連絡をする場合の電話も使用させていただきます。

③ サービス内容の変更（契約書第12条関係）

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合は、変更したサービス内容及び時間に応じた料金に変更します。

(2) 緊急時のサービス提供（契約書第13条関係）

健康状態の急変時は、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、緊急を要する場合においては、原則として、営業日及び営業時間にかかわらず、予定外に緊急の訪問介護サービスを提供します。その場合は、変更したサービス内容及び時間により料金に変更します。

○緊急連絡先 927-0293 管理者兼サービス提供責任者 二神裕子

ご 家 族	氏 名			
	所在地		電話番号	
主 治 医	氏 名			
	所在地		電話番号	
居宅介護支援事業所				
サービス提供責任者・救急病院へ連絡。				

(3) 事故発生時の対応（契約書第14条関係）

サービス提供時に事故が発生した場合は、次の対応を行います。

市町村、ご家族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、その事故状況及び経過の記録等、必要な措置を講じます。

(4) 守秘義務及び個人情報（契約書第16条関係）

当施設は、契約者及びその家族の個人情報について、第三者へ漏洩いたしません。ただし、次の場合については、必要最低限の個人情報の提供を行います。

一 法令に基づく要請の場合（協力を求められる最低限の範囲）

二 受診・施設入所等に伴い、医療機関又は居宅介護支援事業者等に情報提供を行う場合（様式 看護要約に記載する範囲）

- 三 介護保険法で定めるサービス担当者会議開催に伴い、居宅介護支援事業所等へ情報提供を行う場合（様式 訪問介護計画に記載する範囲）
- 四 契約者の便宜を代理で行う場合（契約者から依頼された範囲）
- 五 介護保険事務を行う場合（請求・照会への回答を行うために必要な最低限の範囲）
- 六 利用料金の口座引き落とし事務を行う場合（必要最低限の範囲）
- 七 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するために必要な協力を行う場合（協力を求められる最低限の範囲）
- 八 損害賠償保険事務を行う場合（保険請求・届出・相談に必要な最低限の範囲）
- 九 家族等への心身の状況説明を行う場合（必要な説明を行うための最低限の範囲）

個人情報、掲げる目的以外に使用又は取得いたしません。

- 一 契約者に対して、介護保険サービスの提供を適切に行うためです。
- 二 介護保険法等関係法令で定める運営管理を適切に行うためです。
- 三 契約者の生命・身体又は財産の保護のためです。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第17条関係）

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② 契約者もしくはその家族等から金銭又は物品等の授受
- ③ 契約者の家族等（契約者外）への訪問介護サービスの提供
- ④ 喫煙
- ⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

(6) 損害賠償責任（契約書第18、19条関係）

当事業所の責任による事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をします。

※事業所の管理体制、業務に不備・欠陥がない場合は、損害賠償の対象になりません。

## 6 苦情の受付けについて（契約書第27条関係）

(1) 当施設における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

○苦情・個人情報相談窓口	担当者	管理者兼サービス提供責任者	二神裕子
	電話番号	089-927-0293	
	月～金	8:30～17:30	

(2) 行政機関等は、下記のとおりです。

○ 松山市役所 介護保険課事業者指定指導担当

所在地	松山市二番町4丁目7番地2	電話	948-6968
		月～金	8:30～17:15

(3) 苦情受付機関は、下記のとおりです。

①愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地	松山市高岡町101番地1	電話	089-968-8700
月～金	8:30～17:15		

② 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内

電話 089-998-3477

月～金 9:00～12:00、13:00～16:30

7 第三者評価の実施状況は、ありません。

8 記録の整備及び保存

- (1) 事業所は指定訪問介護に関わる従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備し完結の日から5年間保存します。
- (2) 事業所は指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

9 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 虐待防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者や家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所  
社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会  
松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス

説明者 サービス提供責任者 ( )

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。  
説明事項について、同意・承諾します。

利用者氏名 印

利用者家族氏名 印  
(利用者との関係)